

通院・在宅精神療法について

当院では、「通院・在宅精神療法」の届出を行っており、以下の取り組みを行っています。

- ・患者さんより健康相談、予防接種、障害福祉サービス利用、介護保険等についての相談対応のほか、介護支援専門員・相談支援専門員からの相談に対応し、相談内容に応じたケースマネジメントを行っています。
- ・市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点と連携を行っています。
- ・精神科等に入院していた患者さんの退院後の支援を行っています。
- ・身体疾患に関する診療などは連携する医療機関を紹介するなど対応しています。
- ・可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方控えています。また、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

令和6年6月

川崎市立川崎病院